

地域公共交通事業者等臨時支援金交付規程

(通則)

第1条 一般財団法人北海道陸運協会（以下「事務局」という）が実施する地域公共交通事業者等臨時支援金（以下「支援金」という。）の交付については、地域公共交通事業者等支援事業補助金交付要綱（令和3年交通第221号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症により利用者の減少などの影響を受けているタクシー事業者及び貸切バス事業者に対して、今後の事業継続に向け緊急的に支援を行うことを目的とする。

2 この規程は事務局が行う支援金の交付事業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、次に掲げる(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 要綱別表1に定めるタクシー事業者。ただし、次のアからウに該当する事業者を除く。

ア 一般社団法人北海道ハイヤー協会に加盟している事業者

イ 札幌個人タクシー協同組合、事業協同組合札幌個人タクシー協会、小樽個人タクシー協同組合、函館個人タクシー協同組合、室蘭個人タクシー協同組合、苫小牧個人タクシー協同組合、協同組合帯広個人タクシー協会、旭川個人タクシー協同組合又は釧路個人タクシー協同組合に加盟している事業者

ウ 北見運輸支局管内に本社を置く事業者

(2) 要綱別表1に定める貸切バス事業者。ただし、一般社団法人北海道バス協会に加盟している事業者を除く。

(支援金の支給対象者の募集)

第4条 事務局（事務局支部などの下部組織を含む。以下同じ）は、インターネットの利用その他の適切な方法により、支援金の詳細や募集を行う期間等を広く周知し、支給対象者の募集を行うこととする。

(支援金の申請等)

第5条 支援金の支給対象者は、地域公共交通事業者等臨時支援金交付申請書（別紙様式）（以下「交付申請書」という。）及び必要な添付書類を、前条の募集を行っている期間内に事務局に提出しなければならない。

2 支援金の支給対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について支援金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定の通知)

第6条 事務局は、交付申請書等の内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付決定を行い、その決定の内容を支援金の支給対象者に通知するものとする。

2 事務局は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、支援金の交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。また、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 事務局は、交付申請書等の内容を審査した結果、支援金を交付すべきと認められないときは、速やかに交付しないことを決定し、その決定の内容を支援金の支給対象者に通知するものとする。

(申請の取り下げ等)

第7条 地域公共交通事業者等臨時支援金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象事業者」という。）は、前条第1項に規定する支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(支援金の交付)

第8条 事務局は、交付対象事業者に要綱別表2(1)に定める額を、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、次の(1)及び(2)の額を上限とする。

- (1) タクシー事業者については令和3年8月19日付交通第303号により北海道総合政策部交通政策局から事務局に示された事業者毎の令和3年5月末時点での車両数（当該車両数が100台を超過する場合は100台）を、当該事業者の支援金交付の上限台数とする。
- (2) 貸切バス事業者については事業者毎の令和3年8月末時点での車両数を当該事業者の支援金交付の上限台数とする。

(交付決定の取消し等)

第9条 事務局は、第7条に規定する申請の取り下げがあった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付対象事業者又は補助事業者が、本規程の規定に適合しない場合
- (3) 交付対象事業者が、支援金を本規程に定める用途以外に使用した場合
- (4) 交付対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付対象事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事務局は、支給対象者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(その他)

第11条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、支援事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年8月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

なお、タクシー事業者に対する支援金の交付については、なお令和3年8月19日付交付規程によることができることとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、感染拡大防止助成金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。